

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)</p> <p>第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第九号の二まで及び第十三号に掲げるものに限る。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>九の二 水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第十一条第一号の規定により当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地</p> <p>〔十〇三 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)</p> <p>第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第九号まで及び第十三号に掲げるものに限る。</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔十〇三 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和二年十二月二十一日から施行する。